

地域医療介護総合確保基金を活用した介護施設等の整備概要（長崎県長寿社会課）

※以下、地域密着型施設に関する事業を除いて記載しております。詳細は県ホームページにあります要綱や要領をご覧ください。

（１）：介護施設等の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備事業

【概要】介護の受け皿整備量拡大と老朽化した定員 30 人以上の広域型施設の修繕を同時に進めるため、県介護保険事業支援計画及び市町介護保険事業計画に定める介護施設等（特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、特定施設入居者生活介護の指定を受けるケアハウス、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所、介護付きホーム。いずれも、定員規模及び助成を受けているかは問わない。）を 1 施設創設することを条件に、下記に掲げる広域型施設 1 施設の大規模修繕又は耐震化を行う事業を対象とする。

【対象施設】

- a 広域型（定員 30 人以上）の特別養護老人ホーム
- b 広域型（定員 30 人以上）の介護老人保健施設
- c 広域型（定員 30 人以上）の介護医療院
- d 広域型（定員 30 人以上）の養護老人ホーム

【対象経費】

整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等を行い、その額は、工事費又は工事請負費の 2.6％に相当する額を限度額とする。）。

ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。

（１）－１：災害レッドゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の移転改築整備事業

【概要】

災害レッドゾーン（都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 33 条第 1 項第 8 号において規定される開発行為を行うのに適当でない区域内の土地。以下同じ）に所在する老朽化等した広域型施設の移転改築を行う事業を対象とする。

【対象施設】

- a 広域型（定員 30 人以上）の特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室
- b 広域型（定員 30 人以上）の介護老人保健施設
- c 広域型（定員 30 人以上）の介護医療院

d 広域型（定員 30 人以上）の養護老人ホーム
e 広域型（定員 30 人以上）のケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの。なお、移転に伴い、軽費老人ホーム A 型・B 型・ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けないもの）から施設類型をケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）に変更する場合も対象とする。）
【対象経費】 整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等を行い、その額は、工事費又は工事請負費の 2.6% に相当する額を限度額とする。）。 ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。

（１）－２：災害イエローゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の改築整備事業
【概要】 災害イエローゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の改築を行う事業を対象とする。
【イエローゾーンの定義】 次のいずれかに該当する区域とする。 a 土砂災害警戒区域 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 7 条第 1 項の土砂災害警戒区域 b 浸水想定区域等 浸水想定区域等に該当する区域は、次の区域とする。 （a）水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 14 条第 1 項又は第 2 項の洪水浸水想定区域、同法第 14 条の 2 第 1 項又は第 2 項の雨水出水浸水想定区域、同法第 14 条の 3 第 1 項の高潮浸水想定区域 （b）津波防災地域づくりに関する法律（平成 23 年法律第 123 号）第 10 条第 3 項第 2 号の津波浸水想定に定める浸水の区域、同法第 53 条第 1 項の津波災害警戒区域 （c）特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 31 号）による改正前の特定都市河川浸水被害対策法（平成 15 年法律第 77 号）第 32 条第 7 項の都市洪水想定区域、同法第 32 条第 2 項の都市浸水想定区域
【対象事業】 災害イエローゾーンに所在する次のいずれかに該当する広域型介護施設等の改築を行

う事業を対象とする。

- a 対象施設の建物新築工事契約時、建物購入契約時等から事業開始までのいずれかの時点において、対象施設の当該事業用地に土砂災害警戒区域又は浸水想定区域等の指定がなく、本事業への申請時点において、対象施設の当該事業用地が、土砂災害警戒区域又は浸水想定区域等で浸水した場合に想定される水深（以下、「浸水深」という。なお、津波災害警戒区域の場合は、津波防災地域づくりに関する法律第 53 条第 2 項に規定される基準水位をいう。）が 1 メートル以上に指定されている場合
- b 浸水想定区域等に所在する対象施設の建物新築工事契約時、建物購入契約時等から事業開始までのいずれかの時点において、対象施設の当該事業用地の浸水深が 1 メートル未満であって、本事業への申請時点において、浸水深が 1 メートル以上となっている場合

【整備内容】

原則、災害イエローゾーンから災害イエローゾーン外への移転改築事業を対象とする。

ただし、次の全てに該当する場合には、災害イエローゾーンにおける現地改築（対象施設の当該事業用地での改築をいう。一部改築を含む。以下同じ。）事業についても対象とすることができる。

- a 災害イエローゾーン外での新たな事業用地の取得が困難であること、又は、移転により、対象施設に勤務する職員の確保が困難となるおそれが高いこと。
- b 対象施設の移転により、当該施設が所在する区域において都道府県の介護保険事業支援計画で見込まれている必要な介護サービス量の確保が困難になり、かつ、将来にわたり充足される見込みがないこと。
- c 対象施設又は対象施設が立地する事業用地において、災害イエローゾーンの災害想定により想定される被災リスクに対して、被害の防止・軽減のための対策及び迅速な避難を可能とするための施設・設備上の対策が実施される計画となっていること。
- d 現地改築に合わせ、当該施設が所在する災害イエローゾーンの災害想定により想定される被災リスクに対して、非常災害対策計画、避難確保計画等の改定が行われる計画となっていること。
- e 当該施設について、過去に本事業を活用した現地改築を実施していないこと。

【対象施設】

- a 広域型（定員 30 人以上）の特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室
- b 広域型（定員 30 人以上）の介護老人保健施設
- c 広域型（定員 30 人以上）の介護医療院
- d 広域型（定員 30 人以上）の養護老人ホーム
- e 広域型（定員 30 人以上）のケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの。なお、改築に伴い、軽費老人ホーム A 型・B 型・ケアハウス（特定施設入居者生

活介護の指定を受けないもの）から施設類型をケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）に変更する場合も対象とする。）

【対象経費】

整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6％に相当する額を限度額とする。）。

ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。

（２）介護施設等の施設開設準備経費等支援事業

【概要】

介護施設等の開設時から安定した、質の高いサービスを提供するための体制整備等を支援するため、

・施設等の開設時や既存施設の増床

の際に必要な初度経費（設備整備、職員訓練期間中の雇上げ（最大6ヶ月間）、職員募集経費、開設のための普及啓発経費、その他事業の立ち上げに必要な経費）を支援する事業を対象とする。

なお、以下の条件を全て満たす場合に限り、「開設時」の定義に、「災害復旧時（再開設時）」も含まれることとする。この場合、新規開設時に開設準備経費支援事業の補助を受けている施設等であっても、災害復旧時にあたっては当該事業を再度活用できることとする。

（条件）

- ・「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和37年法律第150号）第2条に基づき激甚災害指定されている災害により被災した施設等であること。
- ・ 暴風、洪水、高潮、地震、その他の異常な天然現象により、建物が倒壊・水没する等、全壊・大規模半壊・半壊（罹災証明書の交付に係る被害認定による等）し、かつ、既存施設を休止し、施設を再び開設する場合を目安として、都道府県がこれと同程度と認める場合であること。
- ・ 施設・事業所単位でみたときに、他の補助金等により設備災害復旧の補助を受けていないこと（法人単位でみたときに、他の補助金と組み合わせて補助を受けることは可能である。）。

【対象施設】

- a 広域型（定員30人以上）の特別養護老人ホーム
- b 広域型（定員30人以上）の介護老人保健施設
- c 広域型（定員30人以上）の介護医療院

d 広域型（定員３０人以上）のケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの） e 広域型（定員３０人以上）の養護老人ホーム f 介護付きホーム（定員３０人以上、有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの） g 訪問看護ステーション（大規模化やサテライト型事業所の設置）
【対象経費】 円滑な開所や既存施設の増床の際に必要な需用費、使用料及び賃借料、備品購入費（備品設置に伴う工事請負費を含む）、報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費、役務費、委託料又は工事請負費。

（３）既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業
①既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修支援事業
【概要】 対象施設（いずれも、定員規模は問わない。）のユニット化改修に要する経費を対象とする。
【対象施設】 a 特別養護老人ホーム b 介護老人保健施設 c 介護医療院
【対象経費】 ユニット化の改修に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の２．６％に相当する額を限度額とする。）。 ただし、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。
②既存の特別養護老人ホームにおける多床室のプライバシー保護のための改修支援事業
【概要】 特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室（いずれも、定員規模は問わない。）の多床室について、居住環境の質を向上させるために、プライバシー保護のための改修を行う費用を対象とする。 なお、改修は、各床間に間仕切りや壁等を設置し、他の入所者からの視線が遮断されることを前提とする。建具による仕切りは認めるが、家具やカーテンによる仕切りは認められない。また、天井から隙間が空いていることは認めるものとする。 また、１人当たりの面積基準については、４人部屋に中廊下を設けて居室を仕切るなど

様々な工夫が考えられることから、仕切られた空間についての１人当たり面積基準は設けず、多床室全体として１人当たりの面積基準を満たしていれば足りることとする。

【対象施設】

特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室の多床室

【対象経費】

多床室のプライバシー保護のための改修に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の２．６％に相当する額を限度額とする。）。

ただし、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。

③介護施設等における看取り環境整備推進事業

【概要】

対象施設（いずれも、定員規模は問わない。）において、看取り対応が可能な環境を整備するため、看取り及び家族等の宿泊のための個室の確保を目的として行う施設の改修、ベッド等の整備事業に要する経費を対象とする。

なお、整備を行う個室については、看取り及び家族等の宿泊のために十分なスペースを確保することとする。

また、整備した個室に関しては看取りに利用することを原則とするが、看取りとしての利用がない期間において、入所者の静養や家族等の一時的な宿泊等に使用することを可能とする。

【対象施設】

- a 特別養護老人ホーム
- b 介護老人保健施設
- c 介護医療院
- d 養護老人ホーム
- e 軽費老人ホーム
- f 介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）

【対象経費】

看取り環境の整備のための改修に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の２．６％に相当する額を限度額とする。）。

ただし、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当

と認められる購入費等を含む。 設備整備については、需用費（修繕料）、使用料及び賃借料又は備品購入費（備品設置に伴う工事請負費を含む。）。
④ 共生型サービス事業所の整備推進事業
【概要】 障害者や障害児と交流することにより高齢者が地域において自立した日常生活を営むことができるように支援するため、次に掲げる共生型サービスの指定を受けた介護保険事業所（本事業完了の日までに当該指定を受ける見込みの既存の事業所及び創設する事業所を含む。）において、障害者や障害児を受け入れるために必要な施設の改修、設備整備に要する経費を対象とする。
【対象施設】 a 通所介護事業所（地域密着型通所介護事業所を含む。） b 短期入所生活介護事業所（介護予防短期入所生活介護事業所を含む。）
【対象経費】 共生型サービス事業所の整備のための改修に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6％に相当する額を限度額とする。）。 ただし、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。 設備については、需用費（修繕料）、使用料及び賃借料又は備品購入費（備品設置に伴う工事請負費を含む。）。
（５）介護職員の宿舍施設整備
【概要】 介護人材（外国人を含む。）を確保するため、下記に掲げる介護施設等（いずれも、定員規模は問わない。）の事業者が当該介護施設に勤務する職員（職種は問わず、幅広く対象）の宿舍を整備するための費用の一部を補助することにより、介護職員が働きやすい環境を整備することを目的とする。
【対象施設】 a 特別養護老人ホーム（定員 30 人以上） b 介護老人保健施設（定員 30 人以上） c 介護医療院（定員 30 人以上） d ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）（定員 30 人以上） e 介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）（定員 30 人以上）
【対象経費】

介護職員 1 定員当たりの延べ床面積（バルコニー、廊下、階段等共用部分を含む。）33㎡までに該当する工事費又は工事請負費及び工事事務費の3分の1